—県議会議員・市議会議員—
選挙特集
第30号
昭和38年3月20日

全世帯配布

広報 よしわら

こんどこそ公明選挙を！

県議選は4月17日
市議選は4月30日

県議会議員、市議会議員の任期満了にともない、四月十七日に県議会議員、四月三十日には市議会議員選挙がおこなわれます。県議会議員は各郡市を単位に選挙されています。従来、県会は六十九人で構成されていましたが、近頃の人口増加、合併などでそのバランスがくずれ、今回は市部で七名増員、郡部で五名減員となり結局二名増の七十一名を選挙することが決定しました。吉原市を選挙区とする定数に変動はなく二名です。また市議会議員の定数は三十六名で、両議会とも地方自治法により人口に応じた定数が定められ、任期は四年とされています。

まず地方選挙をおこなう前に議会とはどんなものか知つておく必要があります。

議会には年四回以内の定例会と臨時会があり、いずれも県知事、市長が招集しますが、その会期や議事の順序は議会がきめます。議会はいうまでもなく県民あるいは市民全体の福祉増進、生活安定のためその方向をきめる地域社会の代表機関です。そこでおこなわれる主な仕事には

◇条例を設けたり改正したりする
◇歳入・歳出予算をきめ決算を承認する。
◇税金、使用料、手数料をきめる
◇条例で定める重要な財産の取得または処分。
◇条例で定める重要な契約を結ぶ
◇選挙管理委員などを選挙する。

などがあげられます。

このように大切な仕事をまかせる代表が事前運動、買収、きよう応などの選挙違反をおこなうようでは大変なことになります。

選挙を通じて民主的な住みよい社会を実現させるため、有権者一人一人が常日頃から政治あるいは選挙についての〝ハツキリ〟した考えをもつことが必要であり、それも単にことばとして知るのではなく、自分の生活にしつかりと根をおろしたもの、自分の身についたものとして常に政治に対する正しい関心と判断をもつことが大切です。このためには家族みんなで話しあうこともよいでしようし部落の人々、青年団、婦人会などでそれぞれテーマをもとに話しあうこともよい方法です。

なにわともあれ「明るい正しい選挙」を実現させなければなりません。それが選挙民に課せられた大きな責務です。

不在者投票

投票日の当日、入院中とか旅行などで投票所に行くことができない人のため、選挙の告示日から投票前日までに投票できるよう、定められたのが不在者投票制度です

◉県議会議員選挙では四月二日から四月十六日まで。
◉市議会議員選挙では四月二十日から四月二十九日まで。

この不在者投票制度を有効に利用して棄権することのないようにしてください。

「選挙イソップ物語」

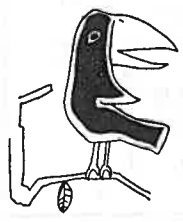

うぬぼれカラス

一羽のからすがどこからか肉のきれを盗んで、それをくわえたまま木の枝に止つていました。

きつねがその下を通りかかり「からすのやつうまそうな肉をもつているな。よしだましておれのものにしてやろう」と考えました。そこでからすに聞えるようにわざと大きな声で、「姿がよくて顔がきれいで本当にあのからすは見事だ、もし声があの姿や顔につり合うほどきれいであれば鳥の女王としてもはずかしくないんだがなあー」とひとりごとを言いました。

これを聞くとからすは声のいいところを聞かせてやろうと思い、すぐに大きな声でなきだしました。とたんに肉のきれがからすの口ばしを離れて地に落ちました。

きつねはすばやくそれを拾いあげて「気のいいからすさんどうもありがとう、あなたの声はまことに結構ですが、惜しいことに智恵が足りませんねー」と言いました。

このように候補者の中にはあなたの票を狙つてうまいことを並べる人もいます。よく考えてだまされないようにしましよう。